

【事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方】

身体拘束とは、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施のために日常的に以下のことに努めます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活の確保に努めます。
- ② 言葉や具体的な支援・対応で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の気持ちや思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応を心がけます。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤ 安易に「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な時間を過ごせるように努めます。

<重要事項に定める内容>

サービス提供にあたっては、サービスの対象者又は、他のサービス対象者の生命又は身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、行動制限その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

<根拠となる法律>

- ・ 児童虐待防止法
- ・ 障害者虐待防止法

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則です。**例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。**その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

<やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件>

- ・ 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性ことが著しく高いこと
- ・ 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ・ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

当法人（事業所）において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・ 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える）
- ・ 屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える）
- ・ 屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える）
- ・ 飲食、排尿、排便の介助時（身体を抑える）
- ・ 被服や身の回りの物の着脱時（身体を抑える）
- ・ 手洗い、うがい、手先の消毒、等（身体を抑える）
- ・ クールダウンの為の別室静養時（個室閉鎖的な）

<やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き>

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員の会議によって十分に検討した上で、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得た上で実施します。

③ 行政への相談・報告

行動制限・身体拘束する場合、状況に応じて区市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告し、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得るようにします。

※突発的なケース、頻度が少ないケース、制限や身体拘束の度合いが低い場合は、本人・保護者までの確認と

④ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由必要な事項を記録します。

【身体拘束適正化に向けた組織体制】

① 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束適正化検討委員会（虐待防止等委員会内）を設置します。

設置目的：施設内での身体拘束についての現状把握及び改善についての検討

：身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

：身体拘束を実施した場合の解除の検討

：身体拘束に関する職員全体への指導

身体拘束適正化委員会（虐待防止委員会内）の構成

委員会責任者

管理者

身体拘束対応策担当責任者

児童発達支援管理責任者

身体拘束実施時の支援計画見直し

児童発達支援管理責任者

利用者と家族への説明

児童指導員

② 身体拘束適正化検討委員会の開催

・委員会の開催は1年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催します。

※月1回の職員会議でも確認をします。

・緊急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合等）は、スタッフより児童発達支援管理責任者及び管理者に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。

※委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により、当該意見を踏まえ検討します。